

定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひなた 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人名南会が開設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひなた（以下「事業所」という。）が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひなたの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的・定期的にその居宅へ訪問、又は利用者からの随時の通報に適切に対応することにより、利用者が安心して生活を送ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、また、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的・定期的にその居宅への訪問、又は利用者からの随時の通報に適切に対応することにより、利用者が安心して生活を送ることを目的とする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター（以下、「居宅介護支援事業者等」という。）等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひなた
- ② 所在地 名古屋市中川区一色新町3丁目1208番

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）オペレーター 常時1名以上

オペレーターは、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。また、訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するオペレーションサービスを提供する。

（3）定期巡回サービスを行う訪問介護員等 3名以上

定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等に基づき、定期的に利用者の居宅を巡回して定期巡回サービスを提供する。

（4）随時訪問サービスを行う訪問介護員等 常時1名以上

随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、オペレーターによる訪問の要否等の判断に基づき、利用者の居宅を訪問して随時訪問サービスを提供する。

（5）計画作成責任者 1名以上

計画作成責任者は、同条（2）から（4）までの従業者から選任されたものが担当し、看護職員が行うアセスメントの結果を踏まえて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成等の業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営 業 日：365日
- ② 営業時間：24時間

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) オペレーションサービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等の判断を行う。

(2) 定期巡回サービス

訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。

(3) 随時訪問サービス

オペレーションサービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。

(4) 訪問看護サービス

連携先の訪問看護事業所の看護師等が、定期的に又はオペレーションサービスにおける訪問の要否等の判断に基づいて随時、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療補助を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル当たり10円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文章で得ることとする。

4 利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、利用者が負担するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市中川区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第10条 利用者から合鍵を預かる場合には、具体的な管理方法、紛失した場合の対処方法、その他必要な事項を記載した文章を交付する。

2 預かった合鍵については、事業所での預かりはせず、利用者宅に設置したキーボックスへ保管し、ダイヤル式の暗証番号で開閉する。

3 万が一、合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ報告し、警察への届出等必要な措置を行うとともに、事業所負担により、速やかに新しい鍵に取り替える。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること

② 虐待防止のための指針を整備すること

③ 虐待防止の研修を新規採用時及び定期的に実施すること

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2 虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合は、速やかに防止策を講じ市区町村へ報告する。

（身体拘束等の適正化）

第 12 条 身体拘束等の適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため次の措置を講ずるものとする。

- ① やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならない
- ② 身体拘束の対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ③ 身体拘束等の適正化のために指針を整備すること
- ④ 身体拘束の研修を新規採用時及び定期的 to 実施すること

（業務継続計画の策定に関する事項）

第 13 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時及び定期的 to 実施すること
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うようにすること

（感染症対策に関する事項）

第 14 条 従業員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
 - ③ 感染症の予防及びまん延防止の研修を新規採用時及び定期的 to 実施すること

（職場におけるハラスメント防止に関する事項）

第 15 条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワーハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策に関する基本方針を策定し、必要な措置を講じる。

- 2 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための措置を講じる。

（その他運営についての留意事項）

第 16 条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - ② 継続研修 年 6 回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的 to 実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人名南会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。